

新旧対照表

新	旧	備考
<p>貿易保険の保険料率等に関する規程 平成 16 年 7 月 2 日 04-制度-00034 <u>最終改正 平成 21 年 3 月 19 日</u></p> <p>独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p> <p>用語の定義 (1)～(15)（略） (16) 消費財特約書とは、貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書又は貿易一般保険包括保険（化学品）特約書をいう。 (17)～(19)（略）</p> <p>保険料率 [1] 貿易一般保険約款（以下 [1] において「約款」という。）に係る保険料率 1 個別保険の場合の船前危険（約款第 3 条第 1 号のてん補危険をいう。以下同じ。）又は船後危険（約款第 3 条第 2 号又は第 4 号のてん補危険をいう。以下同じ。）のうち 2 年未満案件若しくは 2 年以上案件（非延払部分に限る。）に係る保険価額当たりの保険料率 (1) 非常事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。 基本保険料率(%) = (a X + b) × 非常付保率 × 商品係数 × c 係数 a 及び b は、下表のとおりとする。 (略) X は、次の期間の日数（当該日数が 3 0 日未満の場合にあっては 3 0 日）とする。 () 船前危険の場合は、保険契約締結日から起算した輸出、販売又は賃貸の日までの期間（以下「船積前期間」という。） () 船後危険の場合は、輸出、販売若しくは賃貸の日若しくは対価の確認日（以下「輸出等の日」という。）から決済の期限までの期間（以下「船積後期間」という。） c は次のとおりとする。 () 消費財特約書により保険契約を締結する輸出契約であって、当該特約書第 4 条第 3 項に定める範囲を超える部分を対象として保険契約を締結する場合は、0.8 とする。 () その他の保険契約を締結する場合は、1.0 とする。</p>	<p>貿易保険の保険料率等に関する規程 平成 16 年 7 月 2 日 04-制度-00034 最終改正 平成 21 年 2 月 10 日</p> <p>独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p> <p>用語の定義 (1)～(15)（略） (16) 消費財特約書とは、<u>貿易一般保険包括保険（繊維品）特約書</u>、貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書又は貿易一般保険包括保険（化学品）特約書をいう。 (17)～(19)（略）</p> <p>保険料率 [1] 貿易一般保険約款（以下 [1] において「約款」という。）に係る保険料率 1 個別保険の場合の船前危険（約款第 3 条第 1 号のてん補危険をいう。以下同じ。）又は船後危険（約款第 3 条第 2 号又は第 4 号のてん補危険をいう。以下同じ。）のうち 2 年未満案件若しくは 2 年以上案件（非延払部分に限る。）に係る保険価額当たりの保険料率 (1) 非常事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。 基本保険料率(%) = (a X + b) × 非常付保率 × 商品係数 × c 係数 a 及び b は、下表のとおりとする。 (略) X は、次の期間の日数（当該日数が 3 0 日未満の場合にあっては 3 0 日）とする。 () 船前危険の場合は、保険契約締結日から起算した輸出、販売又は賃貸の日までの期間（以下「船積前期間」という。） () 船後危険の場合は、輸出、販売若しくは賃貸の日若しくは対価の確認日（以下「輸出等の日」という。）から決済の期限までの期間（以下「船積後期間」という。） c は次のとおりとする。 () 消費財特約書（<u>貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書</u>又は<u>貿易一般包括保険（化学品）特約書</u>に限る。）により保険契約を締結する輸出契約等であって、当該特約書第 4 条第 3 項に定める範囲を超える部分を対象として保険契約を締結する場合は、0.8 とする。 () その他の保険契約を締結する場合は、1.0 とする。</p>	

新	旧	備考
<p>(2) 信用事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。</p> <p>船前危険</p> <p>基本保険料率(%) = 0.000138 × X × 信用付保率 × 商品係数 × a</p> <p>() Xは、船積前期間の日数(当該日数が30日未満の場合にあっては30日)とする。</p> <p>() aは次のとおりとする。</p> <p>(イ) 消費財特約書にかかる保険契約を締結する輸出契約であって、当該保険の不てん補部分を対象として保険契約を締結する場合は、0.8とする。</p> <p>(ロ) その他の保険契約を締結する場合は、1.0とする。</p> <p>船後危険</p> <p>基本保険料率(%) = (a X + b) × 信用付保率 × 商品係数 × c × d</p> <p>() 係数 a 及び b は、下表のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>() Xは、次の式により算出した日数(当該日数が30日未満の場合にあっては30日とし、1日未満の端数は四捨五入する。)とする。</p> <p>船積前期間(約款第3条第4号のてん補危険にあっては、保険契約締結日から起算した対価の確認日までの期間。2(2)()において同じ。)の日数 × 調整係数 + 船積後期間の日数</p> <p>調整係数は、上記()の表のとおりとする。</p> <p>() cは、次のとおりとする。</p> <p>(イ) 日本貿易保険が保険契約を締結した輸出契約等又は輸出代金貸付契約若しくは仲介貿易代金貸付契約の相手方が当該保険契約の被保険者に対して負担する債務を履行することが著しく困難である場合において、当該債務の履行の円滑化を図るために当該保険契約の被保険者と当該輸出契約等又は輸出代金貸付契約若しくは仲介貿易代金貸付契約の相手方が新たに締結した輸出契約等について、当該被保険者が日本貿易保険に保険契約の締結を求め、かつ、日本貿易保険がこれを持に必要と認めて保険契約を締結する場合は、そのてん補する危険の程度に応じて、1.5、2.0、2.5又は3.0のいずれかとする。なお、この場合、代金等の支払人の保険契約締結日における格付にかかわらず上記()の表のEM格又はEF格の係数を適用する。</p> <p>(ロ) その他の保険契約を締結する場合は、1.0とする。</p> <p>() dは次のとおりとする。</p> <p>(イ) 消費財特約書により保険契約を締結する輸出契約であって、当該保険の不てん</p>	<p>(2) 信用事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。</p> <p>船前危険</p> <p>基本保険料率(%) = 0.000138 × X × 信用付保率 × 商品係数 × a</p> <p>() Xは、船積前期間の日数(当該日数が30日未満の場合にあっては30日)とする。</p> <p>() aは次のとおりとする。</p> <p>(イ) 消費財特約書(貿易一般保険包括保険(鋼材)特約書又は貿易一般包括保険(化学品)特約書に限る。)にかかる保険契約を締結する輸出契約等であって、当該保険の不てん補部分を対象として保険契約を締結する場合は、0.8とする。</p> <p>(ロ) その他の保険契約を締結する場合は、1.0とする。</p> <p>船後危険</p> <p>基本保険料率(%) = (a X + b) × 信用付保率 × 商品係数 × c × d</p> <p>() 係数 a 及び b は、下表のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>() Xは、次の式により算出した日数(当該日数が30日未満の場合にあっては30日とし、1日未満の端数は四捨五入する。)とする。</p> <p>船積前期間(約款第3条第4号のてん補危険にあっては、保険契約締結日から起算した対価の確認日までの期間。2(2)()において同じ。)の日数 × 調整係数 + 船積後期間の日数</p> <p>調整係数は、上記()の表のとおりとする。</p> <p>() cは、次のとおりとする。</p> <p>(イ) 日本貿易保険が保険契約を締結した輸出契約等又は輸出代金貸付契約若しくは仲介貿易代金貸付契約の相手方が当該保険契約の被保険者に対して負担する債務を履行することが著しく困難である場合において、当該債務の履行の円滑化を図るために当該保険契約の被保険者と当該輸出契約等又は輸出代金貸付契約若しくは仲介貿易代金貸付契約の相手方が新たに締結した輸出契約等について、当該被保険者が日本貿易保険に保険契約の締結を求め、かつ、日本貿易保険がこれを持に必要と認めて保険契約を締結する場合は、そのてん補する危険の程度に応じて、1.5、2.0、2.5又は3.0のいずれかとする。なお、この場合、代金等の支払人の保険契約締結日における格付にかかわらず上記()の表のEM格又はEF格の係数を適用する。</p> <p>(ロ) その他の保険契約を締結する場合は、1.0とする。</p> <p>() dは次のとおりとする。</p> <p>(イ) 消費財特約書(貿易一般保険包括保険(鋼材)特約書又は貿易一般包括保険(化</p>	

新	旧	備考																																																						
<p>補部分を対象として保険契約を締結する場合は、0.8とする。</p> <p>(ロ) その他の保険契約を締結する場合は、1.0とする。</p> <p>(3) 商品係数は、下表のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 消費財特約書により保険契約を締結する場合の<u>非常事由に係る保険価額当たりの保険料率は、次の式により算出する。</u></p> <p>(1) 船前危険 $\text{保険料率(\%)} = a \times \text{非常付保率} \div 0.6$ (小数点以下第5位を四捨五入し、第4位までを有効とする。)</p> <p>(2) 船後危険 $\text{保険料率(\%)} = a \times \text{非常付保率} \div 0.6$</p> <p>(3) 係数aは、<u>下表のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="107 703 949 826"> <thead> <tr> <th>国カテゴリー</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> <th>F</th> <th>G</th> <th>H</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船前危険</td> <td>0.0030</td> <td>0.0053</td> <td>0.0149</td> <td>0.0176</td> <td>0.0362</td> <td>0.0382</td> <td>0.0977</td> <td>0.1306</td> </tr> <tr> <td>船後危険</td> <td>0.003</td> <td>0.011</td> <td>0.024</td> <td>0.034</td> <td>0.048</td> <td>0.055</td> <td>0.089</td> <td>0.118</td> </tr> </tbody> </table> <p>5～8 (略)</p>	国カテゴリー	A	B	C	D	E	F	G	H	船前危険	0.0030	0.0053	0.0149	0.0176	0.0362	0.0382	0.0977	0.1306	船後危険	0.003	0.011	0.024	0.034	0.048	0.055	0.089	0.118	<p><u>学品)特約書に限る。)</u>により保険契約を締結する輸出契約等であって、当該保険の<u>不てん補部分を対象として保険契約を締結する場合は、0.8とする。</u></p> <p>(ロ) その他の保険契約を締結する場合は、1.0とする。</p> <p>(3) 商品係数は、下表のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 消費財特約書により保険契約を締結する場合の<u>船前危険又は船後危険に係る保険価額当たりの保険料率は、次の式により算出する。</u></p> <p>(1) <u>貿易一般保険包括保険(繊維品)特約書により保険契約を締結する場合の非常事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。</u></p> <p>— 船前危険 $\text{保険料率(\%)} = a \times \text{非常付保率} \div 0.3$ (小数点以下第5位を四捨五入し、第4位までを有効とする。)</p> <p>— 船後危険 $\text{保険料率(\%)} = a \times \text{非常付保率} \div 0.3$ 係数aは、<u>下表のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1016 775 1859 898"> <thead> <tr> <th>国カテゴリー</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> <th>F</th> <th>G</th> <th>H</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船前危険</td> <td>0.0030</td> <td>0.0053</td> <td>0.0149</td> <td>0.0176</td> <td>0.0362</td> <td>0.0382</td> <td>0.0977</td> <td>0.1306</td> </tr> <tr> <td>船後危険</td> <td>0.003</td> <td>0.011</td> <td>0.024</td> <td>0.034</td> <td>0.048</td> <td>0.055</td> <td>0.089</td> <td>0.118</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) <u>貿易一般保険包括保険(繊維品)特約書により保険契約を締結する場合の信用事由(船前危険)に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。</u></p> $\text{保険料率(\%)} = 0.0025 \times \text{信用付保率} \div 0.3$ (小数点以下第5位を四捨五入し、第4位までを有効とする。) <p>(3) <u>貿易一般保険包括保険(鋼材)特約書または貿易一般包括保険(化学品)特約書により保険契約を締結する場合の非常事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。</u></p> <p>— 船前危険 $\text{保険料率(\%)} = a \times \text{非常付保率} \div 0.6$ (小数点以下第5位を四捨五入し、第4位までを有効とする。)</p> <p>— 船後危険 $\text{保険料率(\%)} = a \times \text{非常付保率} \div 0.6$ 係数aは、<u>上記(1)のとおりとする。</u></p> <p>5～8 (略)</p>	国カテゴリー	A	B	C	D	E	F	G	H	船前危険	0.0030	0.0053	0.0149	0.0176	0.0362	0.0382	0.0977	0.1306	船後危険	0.003	0.011	0.024	0.034	0.048	0.055	0.089	0.118	
国カテゴリー	A	B	C	D	E	F	G	H																																																
船前危険	0.0030	0.0053	0.0149	0.0176	0.0362	0.0382	0.0977	0.1306																																																
船後危険	0.003	0.011	0.024	0.034	0.048	0.055	0.089	0.118																																																
国カテゴリー	A	B	C	D	E	F	G	H																																																
船前危険	0.0030	0.0053	0.0149	0.0176	0.0362	0.0382	0.0977	0.1306																																																
船後危険	0.003	0.011	0.024	0.034	0.048	0.055	0.089	0.118																																																

新	旧	備考
<p>[2] ~ [9](略)</p> <p>その他 [1] ~ [9](略)</p> <p><u>附 則</u> この改正は、平成 2 1 年 4 月 1 日以降、保険契約申込書を受理した案件より適用する。 <u>ただし、貿易一般保険包括保険(繊維品)特約書の定めに従い平成 2 1 年 3 月 3 1 日までの期間に締結した輸出契約について保険契約申込書を受理した案件については、改正前の規程を適用する。</u></p> <p>別表第 1 ~ 別表第 4 の 2 (略)</p>	<p>[2] ~ [9](略)</p> <p>その他 [1] ~ [9](略)</p> <p>別表第 1 ~ 別表第 4 の 2 (略)</p>	